○関東地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月六日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	渋川市中村字久保田一三〇番一から同市石原字石原東七〇〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月六日

国会事項

衆議院

辞令

（議事部議事課長）衆議院参事　岡田　憲治
議事部副部長を命ずる
議事部議事課長事務取扱を命ずる
（記録部総務主幹）同　野村　成司
記録部第四課長を命ずる
（警務部調整課長）同　及川　眞守
警務部警備課長を命ずる
（警務部警備主幹）同　江崎　幸徳
警務部調整課長を命ずる
（法制企画調整部副部長企画調整課長事務取扱）衆議院法制局参事　長谷田晃二
庶務部副部長を命ずる
庶務部情報管理監兼務を命ずる
（庶務部会計課長）衆議院参事　中村　実
庶務部副部長を命ずる
庶務部会計課長事務取扱を命ずる
（庶務部会計課情報化推進室長）同　加藤　祐一
庶務部情報基盤整備室長兼務を命ずる
（記録部第三課）同　杉本　憲司
記録部総務主幹を命ずる
（警務部警務課）同　佐藤　次郎
警務部警備主幹を命ずる（以上一月一日）

衆議院法制局

辞令

（第一部副部長第一部第一課長事務取扱）衆議院法制局参事　千原　正敬
法制企画調整部副部長を命ずる
法制企画調整部企画調整課長事務取扱を命ずる
（法制企画調整部総務課情報管理主幹）日暮　一仁
法制企画調整部調査課長を命ずる
法制企画調整部総務課情報管理主幹兼務を命ずる
（第一部長）同　伊藤　和子
第一部第一課長事務取扱を命ずる
衆議院調査局調査員　山本　麻美
衆議院法制局参事に任命する
第一部第一課調整主幹を命ずる
（法制企画調整部副部長法制企画調整部企画調整課長事務取扱）衆議院法制局参事　長谷田晃二
衆議院事務局に出向させる（以上一月一日）

人事異動

警察庁

（警察庁長官官房総括審議官）
警視監　北村　滋
辞職を承認する（二十三年十二月二十六日）
（警察庁長官官房政策評価審議官）警視監　栗生　俊一
警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付兼長官官房付を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部長）同　小谷　渉
警察庁長官官房総括審議官を命ずる（以上一月五日）

金融庁

（総務企画局総務課管理室長）
内閣府事務官　鈴木　恭人
兼ねて総務企画局政策課金融企画管理官を命ずる
（総務企画局企画課調査室長兼総務企画局政策課金融企画管理官）同　佐藤　則夫
総務企画局政策課金融企画管理官兼務を免ずる（以上一月四日）

国税庁

（名古屋国税局総務部税務相談室長（税務相談官））財務事務官　辻　孝之
浜松西税務署長を命ずる
（浜松西税務署長）同　苗村　眞
辞職を承認する
（広島国税局総務部税務相談室主任税務相談官）同　下野　和徳
笠岡税務署長を命ずる
（笠岡税務署長）同　吉田　憲一
広島国税局課税第一部個人課税課長を命ずる
（鹿児島税務署特別国税調査官）同　境　弘行
日南税務署長を命ずる
（日南税務署長）同　杉本　優
熊本国税局課税部法人課税課長を命ずる
熊本国税局課税部法人課税課源泉所得事務集中処理センター室長兼務を命ずる
（税務大学校熊本研修所幹事）同　鈴木　吉夫
熊本国税不服審判所国税審判官を命ずる
（熊本国税不服審判所国税審判官）同　樺田　幸治
辞職を承認する（以上二十三年十二月二十二日）

経済産業省

（外務省在ウクライナ国駐箚特命全権大使）　伊沢　正
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する
辞職を承認する（二十三年十一月八日）

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、チェコ国前大統領ヴァーツラフ・ハヴェル逝去につき、平成二十三年十二月二十八日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、一月四日ミャンマー国の独立記念日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

新年祝賀の儀

一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年1月6日

国土交通大臣　前田　武志

1　監督命令をした年月日　平成23年12月12日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社西日本住宅評価センター　大阪支店　大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区京町75番地1　京都支店　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町206　名古屋支店　愛知県名古屋市中区栄二丁目3番31号　豊橋事務所　愛知県豊橋市駅前大通一丁目27番1号　三重事務所　三重県津市栄町三丁目141番1号　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目2番11号　岡山支店　岡山県岡山市北区下石井二丁目1番18号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目3番23号　代表取締役　中田　巌

3　監督命令の内容　指定確認検査機関である株式会社西日本住宅評価センターが、法第77条の29第2項の規定により確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）を保存しなければならないにもかかわらず、一部の書類を廃棄したことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成24年1月12日までに提出するとともに、1年以内に監視委員会等による書類存否の点検を実施すること。また、この命令の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社西日本住宅評価センターは、平成18年の法改正により平成14年6月20日以降の書類の保存期間が5年から15年に延長され、それについては国からも通知（平成19年6月20日住宅局長通知）を受けていたにもかかわらず、5年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、一部の書類を廃棄した。